

新型コロナウイルスに感染して死亡し2021年に解剖された遺体11体の鼻咽頭や肺を調べたところ、6体に感染力のあるウイルスが残存していたことが20日、厚生労働省研究班のまとめで分かった。最も長い死後経過時間は13日だった。

研究代表者で千葉大法医学

教室の齊藤久子准教授は「遺体を扱う際は感染力があるとの前提に立つべきだ。関係職種には対策を教育し、防護具を実施した感染遺体11体を調査する」と話す。

感染者遺体の取り扱いを巡っては、厚労省が今年1月、葬儀に関する指針を改正。制限を緩和したが、通常通りの

日本初! 「コロナ死」

べた。鼻咽頭粘膜や肺組織から計30検体を採取してPCR検査をし、6体の計13検体からウイルスを検出。死後13日が経過していた例は、コロナ

の診断を受けた翌日に肺炎で死んで冷蔵庫に12日間安置された遺体だった。

研究班は21年1月から10月にかけ、法医解剖や病理解剖を実施した感染遺体11体を調

査が全て陰性だった。齊藤准教授は、「遺体から感染可能性が高いと推測される。国内では21年、『コロナ変異株』のアルタ株が流行。首都圏など緊急事態宣言が出され、医療逼迫も深刻化した。

研究班は、21年8月から22年3月までに解剖された感染遺体9体を対象に、発見までの時間や環境の影響が大きいと分析。コロナ感染後に短期間で死亡したり、症状悪化で死亡したりした場合のほか、死後1日以内に発見された遺体、長期間冷蔵庫に安置された遺体は、ウイルス残存の

ホルマリンを使った遺体衛生保全処置（エンバーミング）とウイルス検出の関係性も調べた。処置をした後、鼻咽頭から採取した検体は、抗原検査が全て陰性だった。

齊藤准教授は、「遺体から感染する懸念がなくなれば通常通りの葬儀、火葬ができる」と説く。家族の悲しみに寄り添う「グリーフケア」につながるとして、「基本的な感染防護策に加え、エンバーミングも有効で、活用してほしい」としている。